

編集後記

最近、文部科学省をはじめとして、各省庁では起業家育成に係る取組に力を入れている。昨年末から年始に開催された、文部科学省のアントレ教育セミナーを傍聴させていただく機会があった。

傍聴させていただいたセミナーは、全国の大学から100名以上の学生が参加し、数人のグループに分かれてワークショップ(WS)を行うセミナーであるが、社会課題の設定、課題解決のためのアイデア創造、そのアイデアをビジネスに展開する企画について、講師から基本的な講義を聞いた後、初めて出会った参加者とグループに分かれ、与えられた課題に取り組むものであった。

全リモートのセミナーで、Microsoft Teams や Zoom 等のリモート会議ツールを駆使し、各ツールのメリットを生かしつつ行われたセミナーは、対面でのセミナーと遜色のないセミナーであったと痛感した。

コロナ禍になり3年間で過ぎようとしているが、研修やセミナーの形態も大きく様変わりしている。これまでは、WS といえば、対面での実施がほとんどで、リモートで行うことなどは考えてもいなかったが、コロナ禍で有無を言わずリモート環境を強いられた結果、特に若者は、ストレスなくリモートでも WS を楽しんでいるように感じられる。

これまではある種物理的な制限の中で行っていたこれらの活動は、もはや場所や時間の垣根をこえて参加が可能で、様々な人と交流を持てる機会になっている。

知財学習の観点からは、とりわけ、都市圏と地方との情報の格差が問題となることがあるが、この3年の行動変化により、時と場所を越えて交流が促進できる環境に慣れたことで、格差問題が解消されることも期待したい。

先のセミナーでは、グループ毎にビジネスプランを検討するところまでがセミナーの出口となるものの、実際にビジネスに落とし込む場合には、避けて通れない知的財産関係の諸問題等についてまで触れることはなかったと思われる。このようなビジネスに関する活動の中に、知的財産関係の気づきを持ってもらうことができれば、知的財産のすそ野を拡大できると感じている。

知的財産の気づきを与える学習としては、これまで、INPIT では、工業や商業などの専門的な高校、高等専門学校の若年層を対象にした知財学習

支援(知財力開発校支援事業)を長年行っている。

すそ野を拡大するための観点として、知財力開発校支援事業について、これまで専門高校等を対象に支援を続けてきたが、普通科校に対しても支援を拡充していくことを検討している。

最近改訂された学習指導要領の総合的な探究の時間の考え方が、知財学習とマッチしていることは、先の編集後記でも紹介したとおりとなる。改訂された学習指導要領の中で説明されている探究のプロセスの中にある一連の工程は、特許・意匠の取得の過程にある、課題発見、課題解決のプロセス等の工程と親和性が非常に高いものと考えられ、知的財産の取組を、探究の時間の中で展開していくことは、可能ではないかと推測される。

この総合的な探究の時間の取り組み方については、各学校で千差万別であろうが、新しい方向性の中で、教育現場では何をどのように取り上げて良いか、まだまだ模索している先生達も多いと聞いている。

知財学習のイメージは、モノづくりや商品開発を通じて、特許や商標などの知的財産権を獲得することをゴールとすること以外にも、地域課題の解決のような大きな課題をとらえて活動している事例もある。

最近では、学校内にとどまらず、自治体や企業とのコラボで学習を進める例も多くみられる。このような傾向は、工業や商業の専門高校に限らず、普通科校においても同様である。SSH 等の認定を受けている高校などは、積極的に社会課題を題材に、自治体や企業と協力して取り組んでいる様子が、HP 等でも紹介されているのを目にすることが多い。

これまで、学校内で生徒自身が研究を進め、研究成果を校内の文化祭などを利用して発表するようなケースでは問題視されなかった活動も、このように他者との協力を得て研究した成果を、社会に広く発信するようなケースでは、知的財産関係の諸問題に直面するケースも多い。

例えば、地域活性化を狙って、地元の特産品を使った新たな商品を地元企業とコラボで開発して、全国販売するようなケースの場合、新たなパッケージデザインの作成や商品につける商標なども考案することになるが、他社の商標調査などを行わず販売すると、他社の商標権を侵害する可能性もあり、販売後に大きな問題に発展するようなこともある。

文化祭などでの販売に限定していた場合には、大きな問題には発展しないケースがほとんどで

あったが、現在の商品流通の高度化を背景に、SNS での PR、ネット販売などで大規模な販売となると、侵害される企業も看過できない状況になる。

こうした事態を未然に防ぐためには、知的財産に関して守るべきルールを理解しつつ、どのように対処したら良いか、そのいろはについてある程度の知識が必要になろう。専門的な知識を習得すべきということではなく、最低限の知的財産に係るマナーは理解しておくことが、のちの問題を未然に防ぐとともに、これらの活動を実りあるものにしていくのではないだろうか。学校を卒業し社会に早く巣立つ専門校生のみでなく、早い段階での知的財産に係る知識を持つておく方が、色々な意味で有益であろう。

このような考え方は、若年層の知財学習に限ったことではない。先のアントレ教育プログラムの中では、なかなか知的財産に係る知識取得のプログラムが用意されていないのが現状である。

現在、政府一丸となって、各省庁でもスタートアップ等の支援を展開しているが、INPITにおいても、スタートアップを立ち上げるであろう大学研究者等に対して、早い段階から知的財産意識を醸成できるような支援を検討している。具体的には、起業・社会実装の事前の早い段階からの知財意識・実践的スキル向上に向けた人材育成プログラムを整理し公表する予定である。

これらの人材育成プログラムでは、JPP (J-PlatPat) を活用した INPIT らしい支援策となるよう、大学研究者等が実際に立つステージに応じて、例えば、設立前・エンジェルでの技術動向把握のための JPP 使用方法、パートナー企業探索のための JPP 使用方法、シードにおける FTO 調査を見据えた特許マップ作成のための JPP の使用方法などを整理し、大学・研究機関に提供し、特許の取得・活用方法等の研修・演習の一助にさせていただきたいと考えている。

今回巻頭言を依頼した山口大学佐田先生が触

れられているように、まだまだ大学研究現場では、大学研究者の方々の知的財産への関心度は高いとは言えない。先の人材育成プログラム提供に際して、併せて、例えば、知財への関心が薄い大学研究者等にカリキュラムを受講してもらうための動機付け、このカリキュラムを大学に定着させる方法等についても検討し、大学における既存プログラムへの当該カリキュラムの導入・適用方法についても提案できればと考えている。

筆者も、数年前に2年半ほど大学の産学連携本部において、研究者・学生等に対する知的財産教育、大学保有の特許権のライセンス活動など、お手伝いをさせていただいた経験がある。先の佐田先生にもアドバイスいただきながら、2年半を過ごしたが、大学での知的財産の理解度は高くなりつつあるものの、実際に何をすべきか具体的な対応について悩まれている研究者の方が多いのではないかと感じている。

提案する人材育成プログラムは、このような悩まれている方々に対して有益なものになるのではないかと考えている。先の高校生たちの活動と同様に、社会との関わりが高い活動であればあるほど、早い段階から知的財産に係る知識を醸成することが、その後の研究・活動を実りあるものにすると思信している。

INPIT では、知的財産に関する総合支援機関として、①産業財産権情報の提供、②知的財産の権利取得・戦略的活用支援、③知的財産関連人材の育成の3つを支援の柱として活動しているが、来期以降これらの柱となる活動が相互にシナジーを出し、中小企業・ベンチャー等のユーザの皆様には有益な支援ができるように、各関係機関のご協力も仰ぎつつ、これからも努力していきたい。

独立行政法人工業所有権情報・研修館
人材開発統括監 伏本 正典

2023年3月

特許研究 PATENT STUDIES No. 75 (March 2023) ©

令和5年3月31日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室



〒105-6008

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー8階

電話：03-3581-5092 FAX：03-5843-7693

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社まこと印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。